

第10回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時 令和2年2月19日（水） 10時00分から12時00分まで

2 場所 一般財団法人日本消防設備安全センター 第1会議室

3 出席者

【部会員】別紙座席表 参照

【事務局】（消防庁予防課）白石課長、塩谷設備専門官、田中係長、秋山技官、
祝迫事務官、野崎事務官、中野事務官

（ソフトヒューベリオン株式会社）田村氏、橋詰氏

4 配布資料

資料10-1：泡消火設備における点検内容の見直し（案）

資料10-2：泡消火設備の点検以外の対応（案）

資料10-3：点検支援アプリの改修内容（案）

資料10-4：点検支援アプリ作成時における課題とスケジュール（案）

参考資料10-1：部会員名簿

参考資料10-2：第9回検討部会 議事要旨（案）

参考資料10-3：泡消火薬剤の経年劣化試験の結果報告（中間報告）
（一般財団法人 日本消防設備安全センター）

参考資料10-4：特定駐車場用泡消火設備の点検基準

参考資料10-5：特定駐車場用泡消火設備の点検要領

参考資料10-6：泡消火設備の試験基準

5 議事（○：部会員 ●：事務局）

■前回議事要旨の確認等■

事務局から前回議事要旨の内容について確認し、承認された。

■泡消火設備における泡放射点検等の見直し■

資料10-1及び10-2により、泡消火設備における泡放射点検等の見直しについて説明。

○：課題への対応案に「当該試験の結果を踏まえ泡消火薬剤の適切な点検時期・周期を検討する」とあるが、経年劣化試験の結果によって最初のサンプリング検査実施後の周期も検討するということがよいか。

●：そのように考えている。今のPFOSを含有する消火薬剤のサンプリング検査は設置後10年で実施し、その後は3年周期で検査をしていくことになっているので、それを目安に、加速劣化試験の結果を踏まえて設定していきたい。

- ：PFOS や PFOA は製造禁止になっているのか。
- ：PFOS については、既に平成 22 年頃に化審法において第一種特定化学物質に指定され、事実上製造中止になっている。PFOA については、これから化審法令で第一種特定化学物質に指定され、同様に事実上製造中止になる予定である。また、第一種特定化学物質に指定された物質を含む泡消火薬剤については、既に流通しているものについても環境中に放出しないように点検時にはすべて回収し、適切に処分できる業者に産廃として出さなければならないといった規制を受ける。
- ：使用することについて制限がかかってくるということだが、全く使ってはいけな
いわけではないということか。
- ：PFOA は、PFOS と同様の規制になり、火災時の使用について禁止はされない予
定である。ただし、点検時は環境中に出さないように回収することが必要になる。
- ：現在設置されているものはそのまま、交換によりだんだん減っていくイメージ
だと思うが、新しく PFOA を含む泡消火薬剤を使用した泡消火設備が設置されるこ
とはあるのか。
- ：PFOA について、現在はまだ法的に規制を受けているわけではないが、既に PFOA
を意図的に含有する薬剤は製造されていないので、今後新たに設置されるものはな
いと考えている。
- ：ハロン消火薬剤は環境中に放出しないようにハロンバンクが回収して消火薬剤と
して再利用しているが、PFOA は再利用できないのか。処分はどのようにするのか。
- ：ハロンガスと違い泡消火薬剤は基本的に劣化するものなので再利用するのは難し
い。回収した PFOA 等は産廃として高温で燃やして処分すると聞いている。
- ：当消防本部の管内において昨年の秋に、竣工後 23 年ほど経っていた建物で泡消
火設備の一斉開放の二次側配管が腐食しており取り替えた事例があった。写真で
しか確認していないが、配管外部がかなり錆びており、おそらく点検業者はヘッド
を外して内部も確認し、漏れが生じるおそれがあると考えたのだと思う。他の建物
も含めて追跡調査し、錆がどのように進んでいくのか確認したいと考えている。
- ：どういった点検で発覚したものか。
- ：放射点検ではないようだが、点検業者が外観点検で錆がかなりあったというこ
とで、1 区画のみだったが二次側配管を交換したと聞いている。
- ：泡消火設備の点検法方の見直しについての方針はこれで問題ない。引き続き事務
局で検討を進めてほしい。

■試験点検アプリの改修■

資料 10-3 により点検資料アプリの改修内容について説明。

資料 10-4 により、点検支援アプリ作成時における課題とスケジュールについて説
明。

- ：特定小規模施設用自動火災報知設備の連動試験等について、メーカー側で点検の

方法が変わった場合はどのように対応するのか。

- ：消防庁においてアプリの改修を発注し、更新したものを提供することになる。今のところ毎年何らかの改修をしており、改修前にメーカーの情報を確認して対応することになると思う。現状の点検方法は現行製品ができたときから基本的には変わっていないので、大きな変更が起きることはほとんどないと考えている。
- ：アプリについては、プリントアウトして報告するのが大変なので、電子申請ができるようになればもっと普及することになると思う。
- ：前回の検討部会でも本人性の確認をどのようにするか政府内で検討されている内容を情報提供しており、我々としても政府全体の動きに遅れないように対処したいと考えている。政府全体で電子申請がスタンダード化してくれば、消防分野でも同様のシステムや考え方を取り入れ、対応できるようになるのではないかと考えている。
- ：電子申請については、消防分野のみで進めることは大変なので、全体の動きを踏まえつつ対応するくらいでいいと思う。
- ：消防庁では、昨年4月から郵送による点検報告を推進しており、今回はアプリによる点検の実施の拡大を進めようとしている。今後電子申請ができるようになると、点検の結果や経緯を含めたデータの処理方法によっては、将来的に点検自体の高度化に繋げられる可能性もあると考えているので、全体の動きの中でできるところから進めていきたい。
- ：アプリについては4月以降に試行運用する予定のため、時間の許す限り部会員のみなさんにも触ってもらい、ご意見を頂戴したい。

■その他■

- ：この検討部会が立ち上がった当初の大きな目標は、点検報告率の向上だったと認識している。平成28年に消防庁から出された通知にもあるように、点検未実施対象物への手紙の郵送による指導は効果が高いとされており、福岡県等の一部の消防設備協会では、消防本部に対して郵送費用やパンフレットの提供をして点検報告率の向上のための取組を行っており、そういった取組には安全センターとして助成したいと考えている。しかし、現場では様々な要因で取組が十分に普及していかない状況があると聞いているので、消防庁としてももう少し消防本部へ協力を呼びかける等の対応を検討してもらうことはできないか。
- ：消防本部では、特定の団体と連携することについて経験がなく、抵抗があるという話を聞いたことがある。現在でも全国の消防設備協会の講演会等で同取組について紹介しているが、どのようなところに課題があるのかを整理して、何かできることはないか検討したい。
- ：消防本部からの手紙は一般の人には効果的であるように思う。団体や一企業と組むのは課題があるのかもしれないが、できないことではないのではないか。
- ：いろいろな役所で民間とタイアップしている事例はあるし、行政目的を逸脱しな

ければ民間団体と組んでも問題ないと考えている。

- ：郵送指導については、送ってすぐにではないが、一定数の報告が上がってくる。送付先である防火対象物の関係者の住所が変更されている場合があるため、その確認に時間を要することが課題である。
- ：消火器の点検アプリや郵送による報告については、消防本部のホームページに載せ、また小規模飲食店の調査や査察時においても、関係者に対し説明している。しかし、実績がほとんどない。アプリを使って報告したものや郵送によって送られたものについて、消防庁に実績のデータはないのか。
- ：昨年の全国消防長会の予防委員会で調査した結果によると、郵送による点検報告の受付について、予防委員会の消防本部についてはほぼ全て受け入れ体制が整っていると聞いている。しかし、ホームページへの掲載や関係団体へ周知している本部は半分程度となっており、アプリも含めて一般の方へまだまだ伝わっていない状況であると思うので、今後更なる周知を図っていく必要があると思っている。
- ：当本部では、特定防火対象物については9割、非特定防火対象物については7割の点検報告率となっている。当消防本部では、昭和60年頃に査察規程を見直して全署員が査察を実施できる体制にした経緯がある。これにより特定対象物は年に1回、非特定防火対象物については3年に1回査察を行うことができている、行政機関が常に目を光らせていることが作用して高い報告率となっていると考えている。
- ：郵送の指導はしていないのか。
- ：していない。立入検査の結果通知書等で指導している。
- ：本委員会の趣旨とは異なるが、教えてほしい。私共の定例会において開発販売に関わる会員から過去の震災で通電火災が多かったことや感震ブレーカーの効果と自治体における助成等について説明を受けた。消防庁としては感震ブレーカーについてどのように考えているか。
- ：感震ブレーカーについては、内閣府、経産省、消防庁が連携して、その設置を推進している。阪神大震災や東日本大震災等の過去の大震災においても通電火災により多数の被害が発生しており、感震ブレーカーは震災時の通電火災の防止という点では一定の効果があると考えている。一部の自治体では設置するにあたって助成制度を設けていると聞いている。地域毎に火災に対するリスクを分類して、優先的に助成をする等により設置を推進している自治体もある。

以上